

使用者の皆様へ



労使のトラブル解決に、栃木県労働委員会の「あっせん」を御利用ください！

このようなことで困っていませんか？

- 団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からない。
- 従業員間の人間関係が悪化し、会社内部では、解決できない。
- 雇止めやパワハラ被害といった個別事案について、交渉を求められている。 etc.

☆労使間のトラブルは「あっせん」で解決できるかも・・・

そんな時は？⇒ 栃木県労働委員会にお任せください！

あっせんとは？

使用者と労働者・労働組合との間で、自主的な解決が困難な場合に、労働委員会が公平・中立な立場に立って、当事者双方の話し合いにより解決を目指すものです。

- 公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（企業経営者、会社役員など）の三者構成で、労使それぞれの主張を聞きます。
- あっせんは、非公開です。
- 無料で利用できます。
- ただし、相手方の応諾が得られない場合は、不開始（＝終了）となります。

「使用者」の申請による、あっせん事例

- ① 春闘をめぐり、労使で団体交渉を実施したが、組合側が、満額回答でないこと等を理由に、団体交渉を打ち切り、争議行為の通告を行ったことから、あっせん申請した。
⇒ 使用者が、組合の春闘付帯要求事項に関し、丁寧な説明と改善策等を提示することを条件に、組合側は、賃金等について、使用者の最終回答額で合意した。
- ② 労働者Aと他の労働者との人間関係が悪化し、職場環境の悪化について会社内部では解決できなかったため、あっせん申請した。
⇒ Aの勤務態度に問題があったこと、会社側の対応が不十分であったことを、それぞれが認識し、労使双方合意の上、会社都合により退職することを確認し、解決金を支払うことで解決した。
- ③ 正社員として勤務し退職したBが、未払賃金及び在職中のパワハラに対する謝罪を求めたことから、使用者が、「未払賃金は支払うが、その他の債権債務がないことの確認」を求めて、あっせん申請した。
⇒ 使用者は、Bに対し、解決金を支払い、在職中の対応について、遺憾の意を表すことで解決した。

栃木県労働委員会 TEL028-623-3337

月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20（県庁舎南館5階）

